受験資格

大学に入学できる者 (学校教育法 第90条 第1項)

1 高等学校を卒業

- 3 通常の過程による12年の学校教育を修了 →文部科学省が定めた基準を満たす必要があります。
- 2 中等教育学校を卒業(中高-貫校の場合)
- 4 文部科学省大臣の認定



国家試験受験資格の種類

大学

文部科学大臣が指定した学校

4年以上修業で「学士」の学位

短期大学

文部科学大臣が指定した学校

専門学校

4年以上修業で「高度専門十」の称

4年以上修業で「高度専門士」の称号 3年以上修業で「専門士」の称号

専門学校 文部科学大臣 Or 厚生労働大臣 が指定した学校

学校教育法に基づく大学(短期大学を含む)または看護師養成所もしくは児童福祉法に基づく保育士を養成する学校、その他の施設において2年以上修業した者



厚生労働大臣の指定する科目を修めた者

(1)外国語・心理学・保健体育・生物学・物理学・数学(統計含む) (2)教育学・倫理学・精神衛生・社会福祉または保育 →(1)は全て、(2)のうち2科目。計8科目必要

文部科学大臣が指定した学校

厚生労働大臣が指定した養成所(=視能訓練士養成専門学校) ⇒どちらか1年以上修業

外国の資格

外国の視能訓練に関する学校(養成所)を卒業 または、外国で視能訓練士の免許に相当する免許を取得



厚生労働大臣が認定

その他

法施行(昭和46年)の際に視能訓練士養成所を卒業 または、その時期に修業中で法施行後に卒業



国家試験



918% (2021年度の全体合格率)

視能訓練士